

制定 平成 24 年 9 月 19 日 原規広発第 120919002 号 原子力規制委員会決定

原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱（平成 24 年 9 月 19 日原子力規制委員会決定）第 9 条に基づき、原子力施設安全情報申告調査委員会運営要領を以下のように定める。

平成 24 年 9 月 19 日

原子力規制委員会

原子力施設安全情報申告調査委員会運営要領

第 1 条 原子力施設安全情報申告調査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第 1 条に規定する委員会（以下単に「委員会」という。）に委員長を置き、要綱第 3 条に規定する委員（以下単に「委員」という。）の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第 2 条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会において議決を行う必要があるときは、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前 3 項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるときは、原子力規制庁の職員に委員の意見を聞かせ、全委員の過半数の意見が一致した場合は、それをもって委員会の議決に代えることができる。

第 3 条 要綱第 8 条第 1 項に規定するワーキンググループ（以下単に「ワーキンググループ」という。）に主査を置き、当該ワーキンググループに属する委員及び要綱第 8 条第 2 項に規定する特別委員（以下単に「特別委員」

という。) (以下「委員等」と総称する。) の互選により選任する。

- 2 主査は、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 3 主査に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は特別委員が、その職務を代理する。

第4条 ワーキンググループは主査が招集する。

- 2 ワーキンググループは委員等の過半数が出席しなければ、議決することができない。
- 3 ワーキンググループにおいて議決を行う必要があるときは、委員等のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主査は、必要と認めるときは、原子力規制庁の職員に委員等の意見を聞かせ、全委員等の過半数の意見が一致した場合は、それをもってワーキンググループの議決に代えることができる。

附 則 この要領は、平成24年9月19日から施行する。